



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月7日金曜日 第2551号

## ◇ 目 次 ◇

土地改良事業の工事の完了.....	(農地整備課) ...	120
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	120
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	(港湾海岸課) ...	120
落札者等の告示.....	(道路建設課) ...	121
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の変更.....	(建築住宅課) ...	121
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....	(会計課) ...	121
道路の区域変更(県道新居浜東港線).....	(東予地方局管理課) ...	122
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	122
道路の区域変更(県道湯山北条線).....	(中予地方局管理課) ...	122
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	122
道路の区域変更(県道吉田宇和島線).....	(南予地方局管理課) ...	122
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	123

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	123
レギュラーガソリンの単価契約.....	(警察本部会計課) ...	123

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則及び愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	(警察本部交通企画課) ...	124
-------------------------------------	-----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第257号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年3月7日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	内子地区	平成23年3月25日
農地保全事業	内子地区	平成23年12月15日

### ○愛媛県告示第258号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年3月7日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所  
宇和島市津島町山財2677の1、2678
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津島町山財2677の1・2678(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第259号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成26年3月7日

宇和島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市土地開発公社  
宇和島市曙町1番地  
代表者 理事長 石橋 寛久  
宇和島市栄町港二丁目4番14号

2 埋立区域

(1) 位置

3工区2

愛媛県宇和島市住吉町字立田ヶ浦1009番3から1009番8に至る間の地先公有水面

(2) 区域

3工区2

次の各地点のうち㉔の地点から㉕、㉖、㉗、㉘を順次に結んだ線及び㉘の地点と㉔の地点を結ぶ平成12年秋分の満潮位（D.L.+2.18メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点：愛媛県宇和島市住吉町字住吉山乙700番8  
国土地理院「住吉」四等三角点

（北緯33度13分31.804秒、東経132度33分27.874秒）

㉔の地点は、基点から真北327度07分05秒316.70メートルの地点

㉕の地点は、㉔の地点から真北200度47分03秒5.89メートルの地点

㉖の地点は、㉕の地点から真北291度09分55秒33.09メートルの地点

㉗の地点は、㉖の地点から真北21度09分55秒3.00メートルの地点

㉘の地点は、㉗の地点から真北335度10分17秒55.44メートルの地点

(3) 面積

3工区2

1,132.55平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年2月23日 愛媛県指令12港第527号

4 しゅん功認可年月日

平成26年3月7日

○愛媛県告示第260号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年3月7日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
一般県道岩城弓削線岩城橋詳細設計委託業務	愛媛県土木部道路都市局道路建設課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年2月25日	株式会社長大松山事務所 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13	184,680,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第261号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり変更し、平成26年4月分の家賃から適用する。

平成26年3月7日

愛媛県知事 中村時広

設置所在地名	団地名	建設年度	構造別	数値	備考
東温市牛瀨	牛瀨	56	耐火	0.8620	第39号棟及び第40号棟に限る。

○愛媛県告示第262号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、平成26年3月10日から施行する。

平成26年3月7日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
一・二 省略		一・二 省略	
三 収納代理金融機関の名称、位置等		三 収納代理金融機関の名称、位置等	
（一）省略		（一）省略	
（二）店舗の名称、位置等		（二）店舗の名称、位置等	
1 収納代理総括店		1 収納代理総括店	
名称	位置	名称	位置
省略		省略	
中国銀行川之江支店	四国中央市川之江町4067番地 1	中国銀行川之江支店	四国中央市川之江町4062番地 4

省略	省略
2 省略	2 省略

○愛媛県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲 6 番24から 同町甲985番53まで	旧	メートル 9.1～10.7	キロメートル 0.189	
			新	11.5～30.9	0.189	

○愛媛県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲 6 番24から 同町甲985番53まで	平成26年 3月 7日

○愛媛県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山北条線	松山市北条辻1383番 5 地先から 同市北条885番 1 地先まで	旧	メートル 7.3～25.1	キロメートル 0.078	
			新	7.3～25.1	0.078	

○愛媛県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山北条線	松山市北条辻1383番 5 地先から 同市北条885番 1 地先まで	平成26年 3月 7日

○愛媛県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲1078番10から 同市大浦甲1079番5まで	旧	メートル 3.0～5.0	キロメートル 0.050	
			新	5.0～9.4	0.050	

○愛媛県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲1078番10から 同市大浦甲1079番5まで	平成26年 3月 7日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 2月24日	特定非営利活動法人 和道	江 島 宏 明	松山市朝生田町4丁目7番23号	この法人は、介護事業の領域を超えたケアマネジメントの実現のため、各分野の専門家をつくる情報ネットワークを活用し、福祉・法務・財務などのトータルサポート体制の推進等に関する事業を行い、高齢者の生活全般の支援に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成26年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
レギュラーガソリンの単価契約（1リットル当たりの単価）
- (2) 契約品目、規格及び概算数量  
レギュラーガソリン J I S 規格 2 号品  
204,000リットル
- (3) 契約期間  
平成26年 5月 1日から平成27年 3月31日まで
- (4) 納入場所  
契約業者店舗及び代理店店舗 発注後即時  
愛媛県警察本部 発注の日から 2日以内
- (5) 入札方法

入札金額は、レギュラーガソリン（J I S 規格 2 号品）1リットル当たりの金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 発注の日から2日以内に確実に納入できる体制が整備されていること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付

場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度第一係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の他に提出する書類の提出期限  
平成26年4月16日(水)午後5時15分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 入札の日時及び場所  
平成26年4月18日(金)午前11時00分  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金  
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) 入札成立条件  
当該入札は、平成26年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施する。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Regular gasoline JIS No . 2 approximately 204 ,000 liters (JIS: Japanese Industrial Standard)
- (2) Time limit of tender: 11:00 a m . , 18 , April , 2014
- (3) Inquiry Section regarding notice of tender: Supplies Procurement Section No . 1 , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県道路交通規則及び愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月7日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県道路交通規則及び愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第1条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(高速自動車国道等における権限)			(高速自動車国道等における権限)		
<p><b>第3条の2</b> 法第114条の3の規定により、警察署長の権限に属する事務のうち、<u>高速自動車国道、今治・小松自動車道、松山外環状線(法第110条第1項の規定による指定を受けた区間に限る。)</u>、大洲道路、宇和島道路及び西瀬戸自動車道に係るものは、愛媛県警察高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。</p>			<p><b>第3条の2</b> 法第114条の3の規定により、警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道、今治・小松自動車道_____、_____、大洲道路、宇和島道路及び西瀬戸自動車道に係るものは、愛媛県警察高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。</p>		
<b>別表第2</b> (第9条の2関係)			<b>別表第2</b> (第9条の2関係)		
番号	路線名	区 間	番号	路線名	区 間
1~11 省略			1~11 省略		
11の2	一般国道33号 (松山外環状線)	松山市北井門二丁目47番1から 同市井門町145番1まで			
12~122 省略			12~122 省略		

(愛媛県警察組織規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(高速道路交通警察隊)</p> <p><b>第51条</b> 高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>高速自動車国道、今治・小松自動車道、松山外環状線(道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条第1項の規定による指定を受けた区間に限る。)</u>、大洲道路、宇和島道路及び西瀬戸自動車道(以下「高速自動車国道等」という。)における交通警察に關すること。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(高速道路交通警察隊)</p> <p><b>第51条</b> 高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 高速自動車国道、今治・小松自動車道 _____ _____ _____, 大洲道路、宇和島道路及び西瀬戸自動車道(以下「高速自動車国道等」という。)における交通警察に關すること。</p> <p>(2) 省略</p>

**附 則**

この規則は、平成26年3月16日から施行する。